

市指定文化財の指定候補について

1 指定候補（別紙 1-1、1-2）

長久手市内の文化財について、分野ごとに長久手町史編纂時に調査した資料などを基に指定文化財候補を別紙のとおりまとめた。

2 今後のスケジュールについて（予定）

(1) 文化財の調査

令和 5 年 12 月末までに調査を行う。

(2) 所有者から教育委員会宛（生涯学習課受付）に指定申請書提出。

令和 6 年 1 月中に調査を基に指定申請書を提出する。

(3) 定例教育委員会から文化財保護審議会に諮問

令和 6 年 2 月に開催の定例教育委員会に諮問。

(4) 文化財保護審議会で審議、結果を教育委員会に答申

令和 6 年 3 月開催予定の令和 5 年第 2 回文化財保護審議会で審議。

(5) 定例教育委員会が文化財指定決定

令和 6 年 4 月開催の定例教育委員会で決定。

(6) 指定書の交付、県文化財室経由で文化庁に報告。

令和 6 年 4 月の定例教育委員会以後に市が交付及び報告を行う。